

4 監査報告第 1 1 号
令和 5 年 3 月 2 9 日

千葉県議会議長 川 村 博 章 様
千 葉 市 長 神 谷 俊 一 様

千葉県監査委員 穴 倉 輝 雄
同 宮 原 清 貴
同 岩 井 雅 夫
同 三 瓶 輝 枝

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 7 項の規定により監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

財政援助団体等監査結果報告

第1 対象

1 出資団体

- (1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会【保健福祉局健康福祉部】

2 財政援助団体

- (1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会【保健福祉局健康福祉部】
 - ・千葉市社会福祉協議会補助金（人件費及び運営管理費）
- (2) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会【保健福祉局健康福祉部】
 - ・千葉市社会福祉協議会補助金（日常生活自立支援事業）

3 公の施設の指定管理者

- (1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会
 - ・千葉市いきいきプラザ・千葉市いきいきセンター（15施設）【保健福祉局高齢障害部】
 - ・千葉市大宮学園【保健福祉局高齢障害部】
 - ・千葉市療育センター【保健福祉局高齢障害部】
 - ・千葉市桜木園【保健福祉局高齢障害部】

第2 期間

令和4年12月1日から令和5年3月22日まで

第3 重点項目

1 出資団体

- (1) 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 決算諸表等は適正に作成されているか。
- (3) 会計経理、財産管理は適切か。
- (4) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

2 財政援助団体

- (1) 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。
- (2) 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。
- (3) 補助金の経理が適正になされているか。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。
- (2) 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。

第4 着眼点

主な着眼点を次のとおり設定した。

1 出資団体

項 目		着 眼 点
団体 関 係	1 事業運営が出資目的に沿って適正に行われているか。	(1) 定款並びに経理規程等諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (2) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
	2 決算諸表等は適正に作成されているか。	(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (2) 事業成績は適正に決算諸表等に表示されているか。 (3) 財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (4) 経営成績及び財政状態は良好か。
	3 会計経理、財産管理は適切か。	(1) 会計経理、財産管理は適切か。 (2) 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。 (3) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
	4 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 資金の運用は適切か。 (2) 経費削減は図られているか。
所管部局関係		(1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。 (2) 出資金等の支出手続は適正か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

2 財政援助団体

項 目		着 眼 点
団体 関 係	1 財政的援助が交付目的に沿って適正に活用されているか。	(1) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。 (2) 補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
	2 補助金の交付申請、実績報告等の手続は適正に行われているか。	(1) 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行なわれているか。 (2) 交付申請書、実績報告書等は適切か。 (3) 補助金の精算報告は適切に行われているか。精算に伴う返還金の時期は適切か。
	3 補助金の経理が適正になされているか。	(1) 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (2) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (3) 補助金に係る収支の会計経理は適正か。 (4) 会計上の責任体制が確立されているか。
所管部局関係		(1) 補助金交付要綱は適正に整備されているか。 (2) 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。 (3) 交付申請書、実績報告書等の内容は十分に確認が行われているか。 (4) 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

3 公の施設の指定管理者

項 目		着 眼 点
団体関係	1 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。	(1) 管理業務が設置目的に沿って適正に行われているか。 (2) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。また、諸規程に基づいた事務が執行されているか。 (3) 施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。 (4) 利用料金を指定管理者が定める場合、利用料金の設定は適正に行われているか。
	2 基本協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか。	(1) 事業計画書及び収支予算書は適正に作成されているか。 (2) 個人情報の管理は適正に行われているか。 (3) 事業報告書及び収支決算書は適正に作成されているか。 (4) 利益の還元は適正に行われているか。 (5) 施設の使用許可、使用の制限等に関する業務が適正に行われているか。
	3 公の施設の管理に係る経理及び財産管理は適切になされているか。	(1) 利用料金又は使用料の収納は適正に行われているか。 (2) 備品管理は適正に行われているか。 (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。 (4) 他の事業との会計区分は明確になっているか。 (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。 (6) 領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
所管部局関係		(1) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。 (2) 基本協定等に規定する事項は適正に行われているか。 (3) 備品管理は適正に行われているか。 (4) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考とする。

第5 主な実施内容

監査は、千葉市監査基準に基づき実施した。

監査に当たっては、関係書類の調査、関係者からの説明聴取及び現地調査等の方法により行った。

第6 日程

日 付	内 容	
令和4年 7月13日	監査実施通知	
令和4年11月22日	概況説明の聴取	令和4年度第10回監査委員会議
令和5年 3月15日	復命	令和4年度第14回監査委員会議

第7 監査の結果

前記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行及び市の当該団体に対する財政的援助等に係る事務の執行は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

なお、以下において「指摘」とは、不適切な事案に対し、是正、改善等の措置を求めるもの、「意見」とは、事案に対する見解を示したものである。

1 出資団体

(1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 【団体】 計算関係書類を適正に作成すべきもの

(ア) 事案及び問題点

社会福祉法人会計基準によると、計算関係書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならないとされている。

しかしながら、社会福祉協議会の総勘定元帳等を確認したところ、PCR検査に係る費用について、市からの補助金収入相当額を検査費用と相殺し、自己負担額のみを計上している仕訳が見受けられたことから、これに基づいて作成される計算関係書類の一部の科目の金額が総額をもって表示されていなかった。

(イ) 指摘

計算関係書類は、事業活動の状況が分かりやすく明らかに表示されたものであることが要請されており、収益や費用等の全体像を明確にするためには記載する金額は総額をもって表示する必要がある。これを実現するためには日々の正確な会計処理と会計帳簿の作成が重要であることから、これに留意し、計算関係書類を適正に作成されたい。

(参考) 社会福祉法人会計基準 抜粋

(総額表示)

第二条の二 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。

イ 【団体】 計算書類を適正に作成すべきもの

(ア) 事案及び問題点

社会福祉法人の計算書類に対する注記例等については、「社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い」により定められている。そこで、社会福祉協議会の計算書類が同取扱いに準拠して作成されているか確認したところ、法人全体で記載する注記について以下の事例が見受けられた。

- a 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高における、建物（基本財産）に係る記載が漏れていたもの
- b 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受けに関する注記が漏れていたもの

(イ) 指摘

計算書類については、法人全体の財務状況を明らかにすることに資するものであるため、同取扱いに基づき適正に作成されたい。

(参考)

社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い（平成28年3月21日付け厚生労働省社会・援護局等通知、最終改正 令和2年9月1日） 抜粋

社会福祉法人会計基準の運用上の取り扱い			
計算書類に対する注記（法人全体用）			
9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 （貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。）			
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。			
（単位：円）			
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）			
建物			
構築物			
・・・			
合計			
15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け			

2 財政援助団体

(1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 【団体】 補助金の交付申請書等に係る内訳書を明確に作成すべきもの

【所管部局】 補助金の交付決定等に係る額の審査の適正化に取り組むべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条別表によると、補助額は、対象経費（委託事業費等で支弁する経費を除く）から会費その他の収入額を控除した額とされている。

しかしながら、人件費及び運営管理費補助金に係る交付申請書及び実績報告書を確認したところ、交付申請書と実績報告書で会費その他の収入額が大きく乖離しており、会費その他の収入額が適正であるか不明確な状態で交付決定等を行っていた。

これは、受託事業から本部間接経費を受け入れる科目として設定されている

間接費の表示方法が交付申請書と実績報告書で異なっており、それに伴い会費その他の収入額の算出方法が変わることが原因であると考えられる。

なお、間接費の表示方法を統一して確認したところ、会費その他の収入額は適正に算出されており、補助金額に影響はなかった。

(イ) 意見

千葉市社会福祉協議会においては、交付申請書及び実績報告書に係る書類は、市の交付決定等に当たり、補助額の算出が適正であるか審査するための基礎となるものであることから、交付要綱に沿った明確で統一された内訳書等を作成されたい。

また、所管部局においては、交付決定等の審査に当たり金額の算定に誤りがないか調査する必要があることから、団体から明確な補助金額の算出の基礎となる書類を徴取し、審査の適正化に取り組まされたい。

(参考)

千葉市社会福祉協議会補助金交付要綱第3条別表 抜粋

補助事業等	対象経費	補助率
1 人件費及び運営管理費	(1)市社協の運営に要する役職員に係る人件費 (2)市社協の運営に要する事務局・区事務所維持管理費、調査研修旅費、非常勤職員賃金、職員被服貸与費、職員健康診断料、振込手数料及び会議開催費 (3)市社協の経営の基盤強化に要する経費 ただし、各号において、委託事業費その他の事業費で支弁する職員に係る経費は除く	対象経費に充てるべき会費その他の収入額を控除した額の10分の10

3 公の施設の指定管理者

(1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 【所管部局】 備品管理を適正に行うべきもの

(ア) 事案及び問題点

千葉市社会福祉協議会が指定管理者となっている各指定管理施設の管理運営の基準によると、指定管理者が指定管理料を財源として調達した備品については市に所有権があるとされている。このため、市所管部局は指定管理者から備品を受け入れ、千葉市物品会計規則に基づき備品受入登録を行い、適正な備品管理を行う必要がある。

しかしながら、市所管部局の備品明細一覧表を確認したところ、備品登録が行われておらず、備品の購入について把握をしていない事例も見受けられた。

(イ) 指摘

所管部局においては、規則等に基づき備品管理を適正に行われたい。

(参考)

千葉県大宮学園の指定管理に係る管理運営の基準 抜粋

千葉県療育センターの指定管理に係る管理運営の基準 抜粋

千葉県桜木園の指定管理に係る管理運営の基準 抜粋

5 維持管理

(2) 維持管理業務

カ 備品等保守管理業務

(エ) 留意事項

- a 施設における市所有の備品の定義は、千葉県物品会計規則（昭和53年千葉県規則第49号）の定義にならうこと。
- b 指定管理料を財源として調達した備品は、市に所有権があること。

千葉県いきいきプラザ・千葉県いきいきセンター指定管理者管理運営の基準 抜粋

9 施設の維持管理

(2) 維持管理業務

キ 備品等保守管理業務

(ア) 業務内容

施設に整備されている備品等について点検、保守等を実施する。備品の定義は、市物品会計規則の定義にならうこと。

(イ) 業務対象範囲

施設に整備されている備品等とする。なお、現に使用中の市所有の備品等については、これを無償で貸与する。また、指定管理料を財源として調達した備品は、市に所有権があるものとする。

参考：監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 設立年月日 昭和27年2月5日

イ 設立目的

千葉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉寺町1208番地2

エ 代表者 会長 初芝 勤

オ 基本財産 5,300千円（千葉市出捐金 5,150千円）

カ 事業内容

(ア) 地区部会への支援

(イ) ボランティア活動の振興

(ウ) 日常生活自立支援事業

(エ) 各種資金の貸付

(オ) 子どもルームの運営

(カ) 成年後見制度の普及啓発

(キ) 社会福祉研修センターの管理運営

(ク) 生活自立・仕事相談センターの運営

(ケ) 生活支援コーディネーター業務

(コ) 民生委員児童委員協議会、日本赤十字社千葉市地区本部及び共同募金会千葉市支会の事務局

(サ) 桜木園の管理運営

(シ) 療育センター、大宮学園、障害者福祉センターの管理運営

(ス) 老人福祉センター等の運営

(セ) 和陽園、中央いきいきプラザ内デイサービスセンター等の経営

キ 組織及び職員内訳

(ア) 組織 (令和4年10月1日現在)



(イ) 職員内訳 (令和4年4月1日現在)

	プロパー	再雇用	市派遣	嘱託	非常勤	計	備考
地域福祉部門	82	0	3	450	390	925	
総務企画課	19		1	0	4	24	
課長、担当課長、課長補佐	2	0	1	0	0	3	
総務企画班	5	0	0	0	2	7	施設兼務職員1含む
経理班	2	0	0	0	0	2	
施設経営班	6	0	0	0	1	7	
社会福祉研修センター	4	0	0	0	1	5	
地域福祉推進課	6	0	1	1	0	8	
課長	1	0	0	0	0	1	
地域福祉推進班	2	0	1	0	0	3	
ボランティアセンター	3	0	0	1	0	4	
生活支援課	7	0	0	3	2	12	
課長	1	0	0	0	0	1	
生活支援班(心配ごと相談所含む)	3	0	0	2	0	5	
民生・貸付班	3	0	0	1	2	6	民児協非常勤1含む
児童育成課	6	0	0	404	326	736	
課長	1	0	0	0	0	1	
児童育成班	5	0	0	7	2	14	
(子どもルーム)	0	0	0	397	324	721	
千葉市成年後見支援センター	6	0	1	8	54	69	生活支援員等(52)含む
中央区事務所	7	0	0	12	0	19	
花見川区事務所	6	0	0	6	0	12	
稲毛区事務所	6	0	0	4	4	14	
若葉区事務所	6	0	0	4	0	10	
緑区事務所	6	0	0	4	0	10	
美浜区事務所	7	0	0	4	0	11	施設兼務職員1含む
施設福祉部門	207	11	0	64	285	567	
千葉市桜木園	45	2	0	26	8	81	療育相談所兼務医師1含む
和陽園	44	0	0	6	33	83	藤代理事を除く
千葉市療育センター	81	3	0	21	34	139	
千葉市療育センター事務局	6	0	0	0	0	6	
千葉市中心障害児総合通園センター	55	1	0	15	23	94	
療育相談所	17	1	0	10	7	35	常勤嘱託1名含む
すぎのこルーム	9	0	0	0	3	12	
やまびこルーム	6	0	0	2	0	8	
千葉市大宮学園庶務係	3	0	0	0	0	3	園長1名含む
千葉市大宮学園ひまわりルーム	13	0	0	3	11	27	
千葉市大宮学園たけのこルーム	7	0	0	0	2	9	
いずみの家	5	1	0	1	2	9	
ふれあいの家	4	0	0	4	5	13	
発達障害者支援センター	7	0	0	1	4	12	
相談支援事業所ぱれっと	4	1	0	0	0	5	
千葉市障害者福祉センター	5	0	0	4	10	19	
千葉市中央いきいきプラザ	4	0	0	4	12	20	
千葉市蘇我いきいきセンター	0	1	0	0	9	10	
千葉市花見川いきいきプラザ	4	0	0	0	11	15	
千葉市花見川いきいきセンター	1	0	0	0	9	10	
千葉市さつきが丘いきいきセンター	1	0	0	0	10	11	
千葉市稲毛いきいきプラザ	3	1	0	0	9	13	
千葉市あやめ台いきいきセンター	1	0	0	0	6	7	
千葉市若葉いきいきプラザ	3	1	0	0	10	14	
千葉市大宮いきいきセンター	1	0	0	0	6	7	
千葉市都賀いきいきセンター	0	1	0	0	7	8	
千葉市緑いきいきプラザ	3	1	0	0	10	14	
千葉市越智いきいきセンター	0	1	0	0	8	9	
千葉市土気いきいきセンター	1	0	0	0	8	9	
おゆみ野ふれあい館	0	0	0	0	4	4	
千葉市美浜いきいきプラザ	3	0	0	0	11	14	
千葉市真砂いきいきセンター	1	0	0	0	9	10	
中央いきいきプラザ内デイサービスセンター	2	0	0	1	16	19	
花見川いきいきプラザ内デイサービスセンター	2	0	0	1	17	20	
美浜いきいきプラザ内デイサービスセンター	2	0	0	1	28	31	
合計	289	11	3	514	675	1492	

ク 財務諸表

(ア) 経営成績

事業活動計算書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日まで) (単位：千円)

勘定科目	令和3年度	令和2年度	増減
サービス活動収益	6,513,215	6,690,616	△177,401
サービス活動費用	6,047,603	6,910,568	△862,965
サービス活動外収益	6,493	10,579	△4,086
サービス活動外費用	10,479	3,385	7,095
経常増減差額	461,626	△212,757	674,383
特別収益	13,380	104,591	△91,211
特別費用	14,037	33,903	△19,866
特別増減差額	△657	70,688	△71,344
税引前当期活動増減差額	460,969	△142,069	603,038
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期活動増減差額	460,969	△142,069	603,038
前期繰越活動増減差額	230,232	455,114	△224,882
当期末繰越活動増減差額	691,201	313,044	378,157
基本金取崩額	0	0	0
その他の積立金取崩額	29,236	27,735	1,501
その他の積立金積立額	116,460	110,548	5,912
次期繰越活動増減差額	603,977	230,232	373,746

(イ) 財政状態

貸借対照表

(令和4年3月31日現在) (単位：千円)

科目	令和3年度	令和2年度	増減
流動資産	1,739,190	2,120,295	△381,104
固定資産	3,303,328	3,209,565	93,763
資産の部合計	5,042,518	5,329,860	△287,342
流動負債	816,276	1,170,495	△354,219
固定負債	1,298,077	1,657,869	△359,793
負債の部合計	2,114,353	2,828,364	△714,012
基本金	5,300	5,300	0
国庫補助金等特別積立金	1,084,817	1,119,116	△34,299
その他の積立金	1,234,071	1,146,848	87,223
次期繰越活動増減差額	603,977	230,232	373,746
純資産の部合計	2,928,166	2,501,496	426,670
負債及び純資産の部合計	5,042,518	5,329,860	△287,342

2 財政援助団体

(1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 設立年月日 昭和27年2月5日

イ 設立目的 千葉市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。

ウ 所在地 千葉市中央区千葉寺町1208-2

エ 代表者 会長 初芝 勤

オ 事業内容

(ア) 地区部会への支援

(イ) ボランティア活動の振興

(ウ) 日常生活自立支援事業

(エ) 各種資金の貸付

(オ) 子どもルームの運営

(カ) 成年後見制度の普及啓発

(キ) 社会福祉研修センターの管理運営

(ク) 生活自立・仕事相談センターの運営

(ケ) 生活支援コーディネーター業務

(コ) 民生委員児童委員協議会、日本赤十字社千葉市地区本部及び共同募金会千葉市支会の事務局

(サ) 桜木園の管理運営

(シ) 療育センター、大宮学園、障害者福祉センターの管理運営

(ス) 老人福祉センター等の運営

(セ) 和陽園、中央いきいきプラザ内デイサービスセンター等の経営

カ 対象補助金 千葉市社会福祉協議会補助金（人件費及び運営管理費）
450,589,324円

千葉市社会福祉協議会補助金（日常生活自立支援事業）
46,408,277円

3 公の施設の指定管理者

(1) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 団体概要

(ア) 代表者 会長 初芝 勤

(イ) 所在地 千葉市中央区千葉寺町1208番地2

イ 公の施設名

(ア) 千葉市中央いきいきプラザ

(イ) 千葉市花見川いきいきプラザ

(ウ) 千葉市稲毛いきいきプラザ

(エ) 千葉市若葉いきいきプラザ

(オ) 千葉市緑いきいきプラザ

(カ) 千葉市美浜いきいきプラザ

(キ) 千葉市蘇我いきいきセンター

(ク) 千葉市花見川いきいきセンター

(ケ) 千葉市さつきが丘いきいきセンター

(コ) 千葉市あやめ台いきいきセンター

(サ) 千葉市大宮いきいきセンター

(シ) 千葉市都賀いきいきセンター

(ス) 千葉市越智いきいきセンター

(セ) 千葉市土気いきいきセンター

(ソ) 千葉市真砂いきいきセンター

a 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

b 指定管理委託料 613,016,389円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	【千葉市いきいきプラザ】
	中央 敷地面積 1,943.34㎡
	延床面積 1,645.46㎡
	花見川 敷地面積 19,733.02㎡
	延床面積 1,797.07㎡
	稲毛 敷地面積 2,505.07㎡
	延床面積 1,298.75㎡
	若葉 敷地面積 9,748.79㎡
	延床面積 1,887.81㎡
	緑 敷地面積 5,195.80㎡
	延床面積 1,364.05㎡
	美浜 敷地面積 637.89㎡
	延床面積 1,762.37㎡
	(分室 105.79㎡)

	<p>【千葉市いきいきセンター】</p> <p>蘇我 敷地面積 旧蘇我保健センター敷地内 延床面積 183.21㎡</p> <p>花見川 敷地面積 842.74㎡ 延床面積 359.37㎡</p> <p>さつきが丘 敷地面積 746.93㎡ 延床面積 210.22㎡</p> <p>あやめ台 敷地面積 あやめ台小学校敷地内 延床面積 225.08㎡</p> <p>大宮 敷地面積 大宮小学校敷地内 延床面積 197.30㎡</p> <p>都賀 敷地面積 都賀コミュニティーセンター敷地内 延床面積 429.01㎡</p> <p>越智 敷地面積 2,163.90㎡ 延床面積 201.07㎡</p> <p>土気 敷地面積 土気市民センター敷地内 延床面積 332.44㎡</p> <p>真砂 敷地面積 341.20㎡ 延床面積 211.99㎡</p>
施設構造	<p>【千葉市いきいきプラザ】</p> <p>中央 鉄筋コンクリート造、地上2階・地下1階</p> <p>花見川 鉄筋コンクリート造、地上4階・地下1階のうち地上1階・2階部分の一部</p> <p>稲毛 鉄筋コンクリート造、地上2階</p> <p>若葉 鉄筋コンクリート造、平屋建</p> <p>緑 鉄筋コンクリート造、地上2階</p> <p>美浜 鉄筋コンクリート造、地上13階のうち地上1階及び2階部分</p> <p>【千葉市いきいきセンター】</p> <p>蘇我 鉄筋コンクリート造、地上2階の1階部分の一部</p> <p>花見川 鉄骨造平屋建</p> <p>さつきが丘 軽量鉄骨造平屋建</p> <p>あやめ台 鉄筋コンクリート造、地上3階の1階部分の一部</p> <p>大宮 鉄筋コンクリート造、地上3階の1階部分の一部</p> <p>都賀 鉄筋コンクリート造、地上2階の1階部分の一部</p> <p>越智 鉄骨造平屋建</p> <p>土気 鉄筋コンクリート造、地上2階の1階部分の一部</p> <p>真砂 軽量鉄骨造平屋建</p>

施 設 概 要	【千葉市いきいきプラザ】	
	中央	事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、研修室（2室）、付設作業所、図書談話コーナー、シャワー室（男女各1室）、エレベーター、便所
	花見川	事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室（2室）、研修室、付設作業所、図書談話コーナー、浴室（内風呂及び露天風呂男女各1室）、便所、ゲートボール場（1面）
	稲毛	事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、研修室、付設作業所、図書談話コーナー、浴室（内風呂男女各1室）、エレベーター、便所、ゲートボール場（1面屋根付）
	若葉	事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、研修室（2室）、付設作業所、図書談話コーナー、浴室（露天風呂及び内風呂男女各1室）、便所、ゲートボール場（3面。うち1面屋根付）
	緑	事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、研修室（2室）、付設作業所、図書談話コーナー、浴室（内風呂男女各1室）、エレベーター、便所、ゲートボール場（3面）
	美浜	事務室、生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、研修室（2室）、付設作業所、シャワー室（男女各1室）、エレベーター、便所、分室（集会室1・集会室2・倉庫）
	【千葉市いきいきセンター】	
	蘇我	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、便所
	花見川	事務室、健康相談室、集会室（2室）、教養娯楽室、研修室、図書談話コーナー、便所、湯沸室
	さつきが丘	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、談話コーナー、便所
	あやめ台	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、便所
	大宮	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、便所
	都賀	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、多目的室、便所
	越智	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、便所
土気	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、談話スペース、便所	
真砂	事務室、相談室、集会室、教養娯楽室、談話コーナー、便所	

休館日等	<p>休館日：年末年始（12月29日～翌年の1月3日） 開館時間：午前9時～午後5時15分</p>
その他	<p>【千葉市いきいきプラザ】 中央 老人デイサービスセンターを併設 花見川 老人デイサービスセンターを併設 千葉市こてはし温水プールとの複合施設で、敷地内管理を千葉市こてはし温水プールが実施 美浜 老人デイサービスセンターを併設 独立行政法人都市再生機構所有のシニア向け賃貸住宅との複合施設で、地上3階以上の階は独立行政法人都市再生機構が管理</p> <p>【千葉市いきいきセンター】 蘇我 子育てリラックス館、子どもルームとの複合施設 敷地内管理を千葉市こども未来局こども未来部健全育成課が実施 花見川 敷地を独立行政法人都市再生機構から市に無償貸与 さつきが丘 千葉市さつきが丘公民館に隣接しており、駐車場が共用 あやめ台 千葉市立あやめ台小学校の敷地内の空き教室を活用 光熱水費等は、千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課において支出 大宮 千葉市立大宮小学校の敷地内の空き教室を活用 光熱水費等は、千葉市教育委員会事務局教育総務部学校施設課において支出 都賀 千葉市都賀コミュニティーセンターとの複合施設 敷地内管理を千葉市都賀コミュニティーセンターが実施 越智 千葉市越智公民館に隣接しており、駐車場が共用 土気 土気市民センター、土気図書室、地域活動支援センターとの複合施設 土気いきいきセンター内の清掃、水道光熱費以外の、建物と敷地内の管理を緑区地域振興課が実施 真砂 真砂第1団地内の独立行政法人都市再生機構の土地を千葉市が借り上げ整備</p>

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	生活相談、健康相談、ボディケアスクール（機能回復訓練）、高齢者福祉講座、高齢者講演会、同好会等への活動支援、個人利用機会の提供、地域交流等、浴室利用、ゲートボール場の利用、生きがい活動支援通所事業、同一区内及び近隣施設間等との連携、自主事業
維持管理業務	建築物・建築設備・備品保守管理、清掃、警備、環境衛生管理、植栽等維持管理、修繕、電話契約、電気契約、駐車場の管理
経営管理業務	事業計画書作成業務、事業報告書作成業務等
使用承認業務	施設使用承認、使用受付、使用料徴収等
自主事業	コピー機による複写サービス、公衆電話による通話サービス

(2) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 団体概要

(ア) 代表者 会長 初芝 勤

(イ) 所在地 千葉市中央区千葉寺町1208番地2

イ 公の施設名

(ア) 千葉市大宮学園

a 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

b 指定管理委託料 274,636,783円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 5,700.00㎡ 延床面積 1,981.70㎡
施 設 構 造	地上2階建 鉄筋コンクリート造
施 設 概 要	<p>(ひまわりルーム) <主な設備> ○指導室 ○遊戯室 ○相談室</p> <p>(たけのこルーム) <主な設備> ○訓練室 ○遊戯室 ○相談室 ○医師控室・診療室 ○理学療法室 ○工作室 ○作業療法室</p> <p>(共用部分) <主な設備> ○事務室 ○保健室 ○個別指導室 ○厨房 ○心理療法室 ○観察室 ○図書室 ○会議室</p>
休 館 日 等	休館日： 日曜日、土曜日、休日及び年末年始 開館時間： 9：00～17：15

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	<p>ア ひまわりルーム (福祉型児童発達支援センター) 就学前の知的障害のある児童に対して、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りの支援を行う。 (日中一時支援) 日中、知的障害のある児童を家庭で見守る者がいない場合において、一時的に預かり、日常生活の支援を行う。</p> <p>イ たけのこルーム (医療型児童発達支援センター) 上肢、下肢又は体幹に機能障害のある就学前の児童に対し、保護者とともに通園する中で、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りの支援を行う。 (日中一時支援) 日中、上肢、下肢又は体幹に機能障害のある児童を家庭で見守る者がいない場合において、一時的に預かり、日常生活の支援を行う。 (児童発達支援事業) 心身の発達に遅れのある就学前の児童に対し、保護者とともに通園する中で、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。</p>
施設維持管理業務	建築物、建築設備、植栽、備品等の維持管理、警備、清掃、修繕等を行う。
経営管理業務	事業計画書及び事業報告書の作成、事業評価、関係機関との連絡連携業務を行う。
企画提案事業	保護者とともに通園している児童の兄弟姉妹を家庭で見守る者がいない場合に、安心して通園ができるよう施設にてボランティアによる兄弟姉妹の一時預かりを行う。

(3) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 団体概要

(ア) 代表者 会長 初芝 勤

(イ) 所在地 千葉市中央区千葉寺町1208番地2

イ 公の施設名

(ア) 千葉市療育センター

a 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

b 指定管理委託料 663,799,637円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	<p>本館</p> <p>敷地面積 5,880.00㎡</p> <p>延床面積 5,652.69㎡</p> <p>分館</p> <p>敷地面積 7,164.09㎡</p> <p>延床面積 5,390.37㎡</p> <p>うち指定管理者管理部分延面積 3,299.26㎡</p> <p>(ふれあいの家専有部分 1,980.24㎡)</p> <p>(共有部分 1,319.02㎡)</p>
施 設 構 造	<p>本館</p> <p>地上3階地下1階建 鉄筋コンクリート造</p> <p>分館</p> <p>地上3階建 鉄筋コンクリート造</p>
施 設 概 要	<p>本館 主な設備</p> <p>ア 心身障害児総合通園センター</p> <p>(ア) 療育相談所</p> <p>○相談室</p> <p>○指導訓練室</p> <p>○心電図・筋電図検査室</p> <p>○心理判定室</p> <p>○小児科室</p> <p>○X線検査室</p> <p>(イ) やまびこルーム</p> <p>○相談室</p> <p>○聴能訓練室</p> <p>○補聴器訓練室</p> <p>○診察室</p> <p>(ウ) すぎのこルーム</p> <p>○保健室</p> <p>○言語訓練室</p> <p>○保育室</p> <p>○理学療法室</p>

	<p>○機能訓練兼プレイルーム</p> <p>イ いずみの家</p> <p>○医務室</p> <p>○作業室</p> <p>○食堂</p> <p>○相談室</p> <p>ウ ぱれっと</p> <p>○相談室</p> <p>エ ふれあいの家</p> <p>○体育室・舞台</p> <p>オ 共用部分</p> <p>○事務室</p> <p>○厨房</p> <p>○言語学習室</p> <p>○個人観察室</p> <p>○集団観察室</p> <p>○相談室</p> <p>分館 主な設備</p> <p>ア ふれあいの家</p> <p>○多目的室</p> <p>○スポーツレクリエーション室</p> <p>○言語訓練室</p> <p>○点訳印刷室</p> <p>○録音室</p> <p>○作業訓練室</p> <p>○ADL室</p> <p>○機能訓練室</p>
休 館 日 等	<p>本館</p> <p>休 館 日： 日曜日、土曜日、休日及び年末年始</p> <p>開館時間： 9：00～17：15</p> <p>分館及びふれあいの家体育室等</p> <p>休 館 日： 月曜日、休日及び年末年始</p> <p>開館時間： 9：00～17：15</p>

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運營業務	<p>ア 心身障害児総合通園センター</p> <p>(ア) 療育相談所 (相談・検査部門) 医療法に基づき、心身障害児及びその疑いのある児に対する、医学的診断及び検査を行うとともに、その障害に応じた療育訓練を行う。</p> <p>(イ) やまびこルーム (福祉型児童発達支援センター) 障害児通所給付費の支給決定を受けた就学前の聴覚に障害のある児童が保護者とともに通園し、専門スタッフによる聴覚・言語の指導を行い、コミュニケーション能力を育てる支援をする。</p> <p>(ウ) すぎのこルーム (医療型児童発達支援センター) 障害児通所給付費の支給決定を受けた上肢、下肢、または体幹に機能障害のある就学前の幼児に対し、心身の健やかな発達と集団生活に適応できる基礎作りを目的とした療育を行う。 (児童発達支援事業) 障害児通所給付費の支給決定を受けた就学前の児童に対し、日常生活における基本的動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。 (日中一時支援) 地域生活支援給付費の支給決定を受けた小学校3年生までの肢体不自由児を一時的に預かり、見守り及び身体等の介護などを行う。</p> <p>イ いずみの家 (就労移行支援事業所) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、就労を希望する65歳未満で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、通所できる主に知的障害のある方に、一般就労へ向けた支援を実施する。 (就労継続支援B型事業所) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、雇用契約を締結する通常の事業所に雇用されることが困難で、通所できる主に知的障害のある方に就労継続の支援を実施する。 (日中一時支援) 地域生活支援給付費の支給決定を受けた15歳以上の知的障害児(者)を一時的に預かり、見守り及び身体等の介護を行う。</p>

	<p>ウ ぱれっと (特定相談支援事業所・障害者相談支援事業) 障害福祉サービス若しくは通所支給決定の申請・変更を希望する障害者もしくは障害児の保護者に対し、サービス等利用計画もしくは障害児支援利用計画の作成を支援する。</p> <p>エ ふれあいの家 (身体障害者福祉センターB型) 身体障害者の各種相談・福祉教室・機能訓練等、社会との交流の促進及びスポーツ、レクリエーションのための機会や施設を提供し、障害者の福祉の増進を図り、多様な障害者ニーズに応える。</p>
施設維持管理業務	建築物、建築設備、備品等の維持管理、清掃、修繕等
経営管理業務	事業計画書作成業務、事業報告書作成業務等
使用承認業務	施設の使用希望に対する使用の承認及び使用の制限等に関する業務
自主事業	公衆電話による通話サービス、コピー機による複写サービス

(4) 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

ア 団体概要

(ア) 代表者 会長 初芝 勤

(イ) 所在地 千葉市中央区千葉寺町1208番地2

イ 公の施設名

(ア) 千葉市桜木園

a 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

b 指定管理委託料 659,164,030円

c 施設の概要

区 分	概 要
施 設 規 模	敷地面積 7,014.13㎡ 延床面積 4,043.71㎡
施 設 構 造	地上2階建 鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造)
施 設 概 要	主な設備 ○療育室 ○病室 ○観察室 ○ナースステーション ○治療室 ○温水治療室 ○浴室 ○調理室 ○配膳室 ○食堂 ○デイルーム ○事務室 ○当直室 ○療育活動室 ○訓練室 ○検査室 ○診察室 ○薬局 ○X線室 ○脳波心電室 ○視聴覚室 ○医局 ○会議室 ○研修室 ○医師当直室

d 管理業務等の概要

区 分	内 容
施設運営業務	<p>ア 医療型障害児入所・療養介護 医療と常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な重症心身障害児者に対し、利用者個々の個性、ニーズに応じた個別支援計画を作成し、医療、看護、介護及び療育を提供する。</p> <p>イ 短期入所・日中一時支援 在宅で生活している重症心身障害児者を介護している家族が、疾病、冠婚葬祭、外出、その他の理由により居宅で介護することが一時的に困難になった場合に短期間預かり、日常生活の支援を行う。</p> <p>ウ 生活介護・放課後等デイサービス・児童発達支援 在宅で生活している重症心身障害児者が社会研鑽を積み、より充実した生活を送るために日中活動の場を提供する。</p> <p>エ 外来診療 医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児者に外来診療を実施し、重症心身障害児者及びその家族が地域で安心して暮らせるよう支援する。 また、障害の疑いがある児童に対して外来診療を実施し、早期発見・治療に努め、発達障害診療に寄与する。</p>
施設維持管理業務	建築物、設備・備品等の保守管理、清掃等
経営管理業務	事業計画書及び事業報告書の作成、事業評価、関係機関との連絡調整業務
自主事業	公衆電話による通話サービス